

# 令和6年度 就学援助 の お知らせ (市立小中学校用)

就学援助とは、小中学校に就学しているお子さんの保護者で経済的に困難な方に、学用品費や給食費等の援助を行う制度です。援助を希望される方は申請してください。



## ◎対象の方

・**国分寺市にお住まい**の児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

- ① 中学3年生で、生活保護を受けている方
- ② 児童扶養手当を受けている方
- ③ 世帯の所得が認定基準未満の方（下記の対象者認定の目安を参考にしてください）

**対象者認定の目安**（認定基準は生活保護法による需要額の1.2倍です。）

世帯人員	世帯構成	所得限度額・賃貸	所得限度額・持家
3人	父37歳・母32歳・子(6歳)	341万円以下	257万円以下
4人	父41歳・母35歳・子(7歳、5歳)	381万円以下	297万円以下
4人	父45歳・母41歳・子(14歳、11歳)	413万円以下	329万円以下

※就学援助の認定は、世帯の年間所得・生活保護法による需要額等で判断します。需要額は、家族の年齢や家賃等により異なるため、同様の世帯構成であっても認定されないことや、所得が限度額を超えていても認定されることがあります。

## ◎申請書類

(1) すべての方

### ① 令和6年度就学援助費受給申請書（兼認定台帳）

※兄弟姉妹が別の国分寺市立学校に在学していても、同一世帯の場合は、すべて1枚の「申請書」に記入してください。1枚で記入ができない場合は、2枚に分けて記入してください。

### ② 振込先口座（保護者）の通帳等の写し

※保護者（申請者）名義で氏名・口座番号・金融機関名・支店コードが確認できる部分

(2) 賃貸住宅にお住まいの方

・**家賃のわかる書類**（契約書の写し又は毎月の家賃振込額がわかる預金通帳の写し等）

(3) 令和6年1月1日に国分寺市に住民登録をしていない方

### ・令和6年度市・都民税課税（非課税）証明書

※1月1日住所地発行で同一世帯の収入のある方全員分

(2)と(3)は生活保護又は児童扶養手当を受けている方は不要です

(4) 申請を受付したことを確認できる書類をご希望の方

- ・申請受付確認書（申請書の裏面）へのご記入
- ・切手を貼った返信用封筒（住所・宛先を記入したもの）

## ◎申請方法

(1) 年度当初申請期限 **令和6年5月7日(火) (必着)**

(2) 提出先 **学校**または**教育委員会学務課**（郵送可）

※学校へ提出する場合は、ご家庭にある封筒に入れてください。

（兄弟姉妹が市立小学校・中学校に別々にいる場合は、どちらかの学校へ提出ください。）

## ◎認定結果について

所得等により審査し、**7月中旬**に認定結果通知書を郵送します。

また、認定結果をお子さんの通学している学校長へ通知します。

## ◎その他

(1) 認定後、記載事項（世帯状況）や収入等に変更がある場合は、認定取消となることがあります。

(2) 昨年度に就学援助の認定を受けた方であっても、今年度希望される場合は**改めて申請が必要**です。

(3) 提出時に添付できない書類がある場合は、メモ書き等でお知らせいただき、後日提出してください。

(4) 所得が未申告の場合や、添付書類に不備があると審査できません。未申告の方は早急に申告をお願いします。

(5) 提出期限後も申請できますが、認定された場合の支給は**申請月分**からとなります。

◎援助を受けられる費目等(令和6年3月時点)※生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給。  
 就学援助費は、申請書に記載の指定口座に振り込みます。一部の費目については、総費用を補助できないものがあります。  
 支給時期については、会計処理の都合上、前後する場合があります。

援助費目	対象学年	支給額	支給時期
学用品費・通学用品費 (年額)	小学1年生	11,630円	認定結果通知書に 記載
	小学2～6年生	13,900円	
	中学1年生	22,730円	
	中学2～3年生	25,000円	
新入学児童生徒学用品費 (年額)【注1】	小学1年生	54,060円	【注2】
	中学1年生	63,000円	
学校給食費	全学年	実費相当額	【注2】
校外活動費			
移動教室費			
修学旅行費			
卒業アルバム代	小学6年生	実費相当額 (上限 11,000円)	3学期終了後
	中学3年生	実費相当額 (上限 10,000円)	
新入学準備金【注3】	小学6年生	63,000円	2月中

- 【注1】 令和5年度に新入学準備金の支給を受けた方は、新入学児童生徒学用品費の支給はありません。  
 【注2】 学校給食費は、認定後に保護者口座からの振替を停止し、すでに振替えた分は申請書に記載された振込口座に支払います。振替停止後は、教育委員会で処理します。  
 【注3】 基準日(今年度の2月1日)に認定されている方が対象です。  
 来年度(中学1年生時)に就学援助が認定されても、同じ趣旨の新入学児童生徒学用品費の支給はありません。  
 また、支給を受けた方が市外へ転出した場合は、重複支給を防ぐために、他自治体に必要な情報を提供します。

◎問い合わせ先

国分寺市教育委員会 学務課 学務係 電話 042-574-4042  
 〒185-0034 国分寺市光町1-46-8

<記入見本>

R6.1.1 の住所  
が現住所と違う  
場合に記入

R6.4.1 時点  
(又は転入日時点)  
の申請者(保護者)  
を含めた世帯員を  
記入  
※記入もれのない  
ようお願いします

上に記載した申請  
者(保護者)名義  
の口座を記入

国分寺市長 殿  
 就学援助費の支給を希望しますので、次の1～3の事項に同意または委任し、申請します。  
 1 教育委員会が審査に際して必要な市の公簿を確認すること、重複支給を防ぐために他自治体に必要な情報を収集・提供することに同意します。  
 2 国分寺市から受ける令和6年度就学援助費について、学校給食費(要保護世帯は除く)は学務課長に、それ以外は在籍学校の  
 求・受領・処理等に関する一切の事務を委任します。  
 3 認定通知後の学校給食費については、私(申請者)から市への支払いを停止し、学務課において処理することで学校給食費に  
 領したものとします。それ以外の援助費については、下記の口座に振り込んでください。なお、振込をもって支払い金を受領  
 ことに同意します。  
 令和 6 年 4 月 14 日  
 申請者(保護者) 住所 国分寺市 光町1-46-8 国分寺荘 101  
 氏名 国分寺 光

マンション名・部屋  
番号まで記入

連絡先 TEL

市立小中学校在籍の  
場合は、1枚に連記。  
書ききれない場合は  
2枚に分けて記入。

共益費は家賃に  
含まれません

氏名・フリガナ	続柄	生年月日	同・別居	学校名・学年
コクブンジ イクコ 国分寺 育子	子	23.7.1	同・別居	国分寺市立第 三 小 中 学校 ( ) 年 ( A ) 組
コクブンジ マナブ 国分寺 学	子	25.5.1	同・別居	同上記学校と同じ 国分寺市立第 二 小 中 学校 ( 5 ) 年 ( 1 ) 組
コクブンジ ツトム 国分寺 務	子	29.4.2	同・別居	同上記学校と同じ 国分寺市立第 小・中 学校 ( 1 ) 年 ( 1 ) 組
氏名	続柄	生年月日	同・別居	勤務先または学校名
国分寺 光	世帯主	昭和58.6.1	同・別居	国分寺市役所
国分寺 教子	妻	昭和58.8.1	同・別居	
			同・別居	
			同・別居	
			同・別居	

①申請理由  
 現在、生活保護を受けている。  
 現在、児童扶養手当を受けている。 ※児童手当ではありません。  
 その他(世帯の経済状況等を下記の[ ]に具体的に記入してください。)  
 経済的に困窮しているため

②住宅の形態  
 賃貸住宅 (月額家賃 60,000円)  
 社宅・寮・官舎 (自己負担月額 円)  
 家賃支払いなし(持ち家など)

③支給状況  
 (1年生のみ)  受けた  受けていない  
 入学前に新入学準備金の支給を  受けた  受けていない

振込口座  
(保護者口座)  
 銀行 協 本 預金種別  
 信用金庫 信用組合 出張所 普通  
 口座番号 (7桁) 1 1 1 1 1 1 1  
 ※カタカナで記入してください  
 口座名義人 コクブンジ ヒカル